

適正取引の推進と生産性・付加価値向上に 向けた自主行動計画

2025年7月24日改正

(2019年1月10日制定)

一般社団法人 日本半導体製造装置協会

Semiconductor Equipment Association of Japan

○2025 年度の改正について

2025 年 5 月 16 日、「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」が成立した。

（改正の背景・概要）

- 近年の急激な労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を受け、発注者・受注者の対等な関係に基づき、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現を図っていくことが重要。
- このため、協議を適切に行わない代金額の決定の禁止、手形による代金の支払等の禁止、規制及び振興の対象となる取引への運送委託の追加等の措置を講ずるとともに、多段階の取引当事者が連携した取組等を支援し、価格転嫁・取引適正化を徹底していく。

これに伴い、変更した点は以下通り。

Ⅱ. 1. 価格決定方法の適正化

「⑥トラック運賃（新たに規制対象となった特定運送委託の代金を含む）が適正な水準になるよう配慮する。」に変更。

Ⅱ. 2. 型管理等のコスト負担の適正化

金型、木型に加え、治具等を追加

Ⅱ. 3. 支払条件の改善

手形による代金の支払等の禁止に合わせて一部の記載を変更。

Ⅳ. 取引先との協調・連携体制の構築

取引先に対して多段階に展開するように変更。

用語の変更

「下請」等の用語の見直し

「下請事業者」を「中小受託事業者」

「親事業者」を「委託事業者」、「下請代金」を「製造委託等代金」

「下請代金支払遅延等防止法」を「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（中小受託取引適正化法）

「下請中小企業振興法」を「受託中小企業振興法」

「下請けGメン」を「取引調査員」

○自主行動計画の制定の経緯

SEAJ は、経済産業省が策定した「産業機械・航空機等における下請適正取引等の推進のためのガイドライン」（平成 19 年策定、令和 6 年 3 月改訂、以下「ガイドライン」）に従って、会員会社が下請事業者との間で適正な取引を行うよう、日頃からホームページ等を通して注意喚起するとともに、疑義が生じる恐れのある行為等については、会員会社が出席する会合等で例示し、情報共有に努めている。

こうした中で、平成 27 年 12 月より中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議が設置され、下請等中小企業の取引実態の把握及び必要な対策等についての議論が行われている。

① 経済産業省は平成 28 年 9 月に、世耕大臣名義で、a) 業種横断的な取引ルールの明確化と厳格な運用、及び b) 下請取引適正化に向けた業種毎の『自主行動計画』策定等を促進するための政策パッケージ「未来志向型の取引慣行に向けて」（以下「世耕プラン」）を公表した。また、②同年 12 月には、親事業者と下請事業者間の望ましい取引慣行等を示した、振興基準を改正した。更に、③公正取引委員会が同月に「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」（事務総長通達、以下「運用基準」）を改正し、違反行為事例を大幅に追記する等、政府は公正取引関連法規の遵守徹底に向けた整備を進めている。

他方、熾烈さを増す国際競争下において、我が国全体としてサプライチェーンの強化を図る観点から、部品サプライヤーの多数を占める下請中小企業者について、収益構造改善を通じた経営基盤の強化、研究開発促進による競争力の強化が課題視されており、上述の「世耕プラン」においても、取引適正化とともに「サプライチェーン全体での付加価値向上」が標榜されている。当業界としても、安定的な部品調達環境が整うとともに、半導体製造装置及び FPD 製造装置ユーザのレベルアップが見込まれることから、この趣旨に大いに賛同するところである。

以上の経緯から、この度SEAJでは、半導体製造装置・FPD製造装置業界（以下「半導体製造装置業界」）独自の行動規範『適正取引の推進と生産性・付加価値向上に向けた自主行動計画』（以下「自主行動計画」）を策定した。

○自主行動計画の構成

I 章において、調達活動の基本方針の 5 原則の遵守を表明し、

II 章は、取引適正化に向けた重点 5 課題に対する取り組みをまとめ、

III 章では「ガイドライン」の遵守についての表明（重点 5 課題を除く）している。

また、IV 章では取引先との協調・連携体制の構築への取り組み（重点 5 課題を除く）を

V 章は「パートナーシップ構築宣言」の実施へのSEAJとしての取り組みをまとめた。

その上で、VI 章では、取引適正化に向けた教育活動・人材育成の取り組みを示し、

VII 章は、普及・啓発活動の推進をまとめ、

最後にⅧ章において、持続的な活動に向けたPDCAサイクルの確立についてまとめている。

会員各社は、「自主行動計画」の内容や趣旨を理解し、自社の取引関係において誠意をもって普及・定着を図る。また、SEAJは会員各社と協力しながら「自主行動計画」の遵守状況について定期的にフォローアップ調査を行い、遺漏なきを期する。

I. 調達活動の基本方針

調達活動において下記の5原則を基本方針として遵守する

1. 開かれた公正・公平な取引の原則
2. 取引先と一体となった競争力強化の原則
3. 取引先との共存共栄の原則
4. 原価低減等における課題・目標の共有と成果シェアの原則
5. 相互信頼に基づく双方向コミュニケーションの確保の原則

II. 取引適正化に向けた重点5課題に対する取り組み

1. 価格決定方法の適正化

半導体製造装置・FPD製造装置メーカー（以下「半導体製造装置メーカー」）が企業として、価格競争力や収益性の観点から原価低減を追求し、自身の努力のみならず、取引先にも協力を求めることは当然の姿勢である。また、半導体製造装置メーカーの中には中小企業もあり、経営体力を維持・強化する上で、一定の利益率を確保することは重要である。

しかしながら対価の決定にあたり、政府の実施する価格交渉促進月間の趣旨に鑑み、取引先又は顧客（取引先上位）から価格交渉を求められた場合には、取引数量、納期、品質等の条件や原材料費、労務費、エネルギー価格の変動等を考慮し、取引先又は顧客（取引先上位）の理解を得ながら十分に協議を行い、中小受託取引適正化法に該当しない企業との取引も含めて、業界全体として価格転嫁を進めることが重要である。

また半導体製造装置メーカーは、パートナーたる取引先が正当な利益を享受し、経営の安定や競争力強化を図ることが、自社にも多大な効果を及ぼすことを十分認識し、取引先との間で誠実かつ安定的な関係が続くよう留意する。

(実施事項)

- ① 取引対価は、取引数量、納期の長短、納入頻度の多寡、代金の支払方法、品質、材料費、労務費、運送費、在庫保有費等諸経費、市価及び消費税の動向等の合理的要素を

基に算出し、取引先の適正な利益を含み、労働時間短縮等労働条件の改善が可能となるよう、協議の上決定する。また、これらの費用の変動を中小受託事業者が申し出やすいように配慮する。

- ② 取引先から労務費の上昇に伴う取引対価の見直しの要請があった場合は協議に応じるものとする。特に、人手不足や最低賃金（家内労働法（昭和45年法律第60号）に規定する最低工賃を含む。）の引上げに伴う労務費の上昇等、外的要因により取引先の労務費の上昇があった場合には、その影響を加味して、十分に協議した上で取引対価を決定する。
- ③ 取引慣行として取引先から労務費、原材料費、エネルギーコストの交渉を言い出しにくいので、価格交渉の際には、発注側が配慮する。
- ④ 労務費、原材料費、エネルギー価格等が上昇した場合であって、中小受託事業者から価格交渉を求められた場合には、予め定めた価格改定タイミングはもちろんのこと、その期中においても、委託事業者は価格変更をできる限り柔軟に応じるものとする。「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和5年11月29日 内閣官房新しい資本主義実現本部事務局・公正取引委員会、以下「労務費の指針」）などに沿って労務費の上昇分を適切に転嫁できるよう協議するものとする。特に原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、要請額の妥当性について取引先と十分に協議のうえ、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指すものとする。
- ⑤ 所謂「買い叩き行為」等、合理的理由を伴わない、一方的な価格低減を強要しない。また、原材料やエネルギー価格の高騰による増加コストを取引対価に反映するよう協議を行う。
- ⑥ トラック運賃（新たに規制対象となった特定運送委託の代金を含む）が適正な水準になるよう配慮する。
- ⑦ 原価低減活動の効果を取引価格に反映する場合、委託事業者と中小受託事業者の双方が協力し、生じるコスト削減効果を基に、取引先の寄与度を踏まえて取引対価に反映する等、十分な協議の上に価格を決定する。
- ⑧ 取引先に対し原価低減要請（原価低減を求める見積もりや提案の提出要請を含む）を行うに当たっては、客観的な経済合理性が確保されるよう、十分注意する。
- ⑨ 顧客（取引先上位）からの原価低減要請を受け、客観的な経済合理性もなく、発注先に「●%原価低減要請」を書面または口頭では行わない。
- ⑩ 発注内容が曖昧な契約とならないよう、取引先と十分に協議を行った上で、発注内容、納期、価格、型や治具等の費用支払や運送費、保管費等の付随費用、支払手段、支払期日等の契約条件について、具体的な必要記載事項を記載した書面（電磁的記録の提供の方法を含む）の交付を徹底する。

- ⑪ 発注数量、頻度等の前提条件について内示と実際の発注に大きな差が生じた際には、内示の条件で決めた単価が異なることから、受注側から要請があれば、価格交渉を行うこととする。
- ⑫ 取引対価の決定の際、取引対象となる物品等に係る特許権、著作権等知的財産権の帰属及び二次利用に対する対価並びに当該物品等の製造等を行う過程で生じた財産的価値を有する物品等や技術に係る知的財産権の帰属及び二次利用に対する対価についても十分考慮する。
- ⑬ 環境調査資料の作成コストや人権デュー・デリジェンスなど、取引上発生する諸コストについては、その費用の負担のありかたについて、サプライチェーン全体を俯瞰し、国際的な議論の動向も踏まえたうえで検討し、取引先に過度の負担がかからないように措置を講じる。

(今後とも中長期的に取り組む事項)

- ・ 会員において可能な限り実施する事項：労務費、原材料費、エネルギーコストの交渉については、取引先から価格交渉をしやすくなるよう、発注側が配慮する。(上記③④)
- ・ SEAJとしてのプロセス：個別にフォローアップ調査を実施し、分析した結果を周知する。

2. 型管理等のコスト負担の適正化

半導体及びFPD製造装置（以下「半導体製造装置」）の躯体及び部品の製造に供する金型、木型、治具等の保管管理費用は、取引先において経営上大きな負担となるケースも想定される。保管・返却・破棄等の費用負担や手続方法の適正化を確保する。

(実施事項)

- ① 金型・木型・治具等の保管に関する費用負担や期間、補修費用、部品の量産終了から一定期間経過後の扱い、型の返却や廃棄の基準及び申請方法等を取引先と十分協議して決定する。
- ② 取引先に対し、長期間使用される見込のない型を無償で保管させない。また、型の保管を依頼する場合は保管費用を負担し、保管義務期間、型の返却、破棄の基準、申請方法等について、取引先と予め十分に協議する。
- ③ 取引先に対し、部品や型の製造委託を行った際に、発注書面上の給付内容に型の図面や製造ノウハウが含まれていないにもかかわらず、型の納入に併せて当該図面を無償で納品するように要請しない。

3. 支払条件の改善

高機能な資本財である半導体製造装置は、部品・部材や役務等の対価も高額な場合があり、取引先としては、価格水準のみならず、支払方法によっても経理面で大きな影響を

受ける可能性がある。半導体製造装置メーカーは取引先と十分に協議し、取引先の資金繰りに配慮したものに改善するよう努める。

成長戦略実行計画（令和3年6月18日）に、5年後（2026年）の約束手形の利用の廃止に向けた取組の促進が盛り込まれており、これに対応する。

（実施事項）

- ① 決済は極力現金での支払が望ましく、取引先ともよく協議しながら、サプライチェーン全体として現金払比率の改善に努める。
- ② 対象取引において、手形払又は支払期日までに代金相当額（手数料等を含む満額）を得ることが困難なその他の支払手段（電子記録債権やファクタリング等）による支払を行わないことを徹底する。
- ③ 物品等を受領した日（役務提供委託の場合は、役務が提供された日）から起算して60日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内に定めた支払期日までに製造委託等代金を全額支払う。
- ④ 取組を進めるにあたっては、大企業間の取引で支払条件が改善されない結果、中小受託企業への支払方法の改善が進まない事象がある場合、大企業は、率先して大企業間取引分の支払条件の見直し（現金による支払等）を進めるものとする。

（今後とも中長期的に取り組む事項）

- ・ 会員において絶対に実施しない事項：
中小受託取引適正化法の対象取引について、支払いが受領後60日を超えること。
- ・ 会員において可能な限り実施する事項：
決済は極力現金化すること（上記①）、
- ・ SEAJとしてのプロセス：個別にフォローアップ調査を実施し、分析した結果を周知する。

4. 知的財産・ノウハウの保護

取引先の知的財産・ノウハウの保護に向け、以下の通り配慮する。

（実施事項）

- ① 知的財産・ノウハウの取扱いに関して取引先と十分に協議し、中小企業庁「知的財産取引に関するガイドライン・契約書ひな形」等も参考に、秘密保持契約書等にて書面化・明確化するよう努める。また二次利用等の許諾やその対価支払について、取り決め内容に従って履行する。

- ② 取引先の知的財産・ノウハウが流出・漏洩すること無いよう厳正に管理する。
- ③ 取引先の図面を同業他社に見せて相見積もりするなど、取引先の知的財産の不適切な使用は行わない。

5. 働き方改革に伴うしわ寄せ防止

自社の働き方改革により取引先へ影響を及ぼさないよう、以下の通り配慮する。

(実施事項)

- ① 自社の働き方改革が及ぼす取引先への影響（長時間労働等）に配慮し、取引先の働き方改革を阻害し、不利益となるような取引や要請は行わないよう努める。
- ② やむを得ない短納期又は追加発注、急な仕様変更等を行う場合は、取引先に発生する増加コスト（人件費増や在庫増等）を負担するよう努める。

Ⅲ. 「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」の遵守

経済産業省が策定した「ガイドライン」の第3章に掲げられた、踏まえるべき行為類型等をよく認識し、自社及び関連企業の商取引がこれに該当又は疑念視されないよう努める。

先の重点5課題以外で問題視されやすい以下の行為についても、取引先（中小受託取引適正化法（旧：下請法）に該当しない企業との取引も含める）と十分に協議して対応する。

(実施事項)

- ① 発注時に決定した製造委託等代金を、取引先の責に帰すべき理由が無いにもかかわらず、発注後に一方的に減額しない。
- ② 取引先が発注内容に沿った仕事が完了した後に、発注段階での値引きに加えて更なる値引き交渉は行わない。
- ③ 取引先の責に帰する理由がない場合、発注した製品の納品時に受領を拒まない。
- ④ 消費税増税に伴う税率引き上げに際し、取引先に対し、その増額分を負担させない。

Ⅳ. 取引先との協調・連携体制の構築

半導体製造装置の性能や価格競争力は、機械本体のみならず、部品、部材の品質や、取引先の役務等に拠るところも大きい。優れた半導体製造装置は本体メーカーと取引先間の協働成果であり、取引先との信頼に基づく互惠的、相互発展的な関係が、半導体製造装置メーカーの長期かつ安定的な競争力に繋がる。

信頼関係を深めるために、取引先との率直かつ融和的なコミュニケーションの増進、各種支援体制の整備等、密な協調、連携が求められる。

またサプライチェーン全体の競争力の向上に向けて、発注側と受注側の認識のズレを埋めること、また取引先に対しては同様の取り組みをその先の取引先以降にも多段階に展開するよう働きかけることも重要である。

先の重点5課題及び「ガイドライン」以外で、推奨すべき以下の行為についても取引先と十分に協議して対応する。

(実施事項)

- ① 既存の取引関係に拘らず、外部からの有望な新規取引に関する提案を門前払いしないよう社内意識を高めるとともに、必要に応じて提案先を支援する。
- ② 長期に亘る取引が見込まれる、又は、機密保持について十分な信頼関係を構築した取引先に対しては、安定的かつ合理的な生産を行い得るよう、自社の生産計画等の情報を可能な範囲で取引先に開示し、共有を図る。
- ③ 取引先が抱く経営上の悩み、品質の向上・改善等の問題意識等について相談に応じ、対処策を共に検討する等、可能な範囲で助言・支援を行う。
- ④ 適正な取引が維持されているか監視し、外部からの通報を排除しないよう、必要な社内体制を整える。また、通報者が特定されないよう、匿名には十分に配慮する。
- ⑤ 自然現象による災害等への備えに係る留意点として、自然災害による災害等（以下「天災等」）の緊急事態の発生に伴ってサプライチェーンが寸断されることのないよう、取引先と連携して事業継続計画（BCP）の策定や事業継続マネジメント（BCM）の実施に努めるものとする。
- ⑥ 天災等が発生した場合に係る留意点として、天災等による中小受託事業者の被害状況を確認しつつ、中小受託事業者に取引上一方的な負担を押し付けることがないよう十分に留意する。
- ⑦ 天災等によって影響を受けた中小受託事業者が、事業活動を維持し、又は再開する場合には、できる限り、その復旧を支援するとともに従来の取引関係を継続し、あるいは優先的に発注を行うよう配慮する。
- ⑧ 委託事業者（発注側）は中小受託事業者（受注側）との間で認識のズレを生じさせないために、取引の中で適宜協議を行うよう努めるものとする。当該協議の過程で認識のズレのあることが判明した場合には、委託事業者はその後の取引において改善の努力を行う。

V. パートナースhip構築宣言の取組

令和3年12月27日 経済産業省大臣よりパートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化に関する要請があり、このパートナーシップ構築宣言の内容は「振興基準」の遵守及び上記重点5課題への対応である。

そこで、サプライチェーン全体の競争力向上に向けてパートナーシップ構築宣言の推進に取り組む。

(実施事項)

- ① SEAJ は会員代表者宛に協力依頼文を出して、会員会社にパートナーシップ構築宣言を促す。
- ② SEAJ は必要に応じてパートナーシップ構築宣言の説明会を開催する。

VI. 教育・人材育成の推進

外注・購買担当者、コンプライアンス担当者が正しい知識に基づいて行動するための教育の整備が不可欠である。また、教育にあたっては、違反行為を事前予防する観点から、場当たりのではなく、知識習得に必要なカリキュラムを編成し、計画性をもって実施することが望ましい。

(実施事項)

- ① 半導体製造装置メーカーは、社員等が適正な取引に関する知識を正しく理解し、取引先との交渉や社内の関連業務が円滑に進むよう「運用基準」「振興基準」「ガイドライン」等の要旨や関連事例等に関して必要な社内教育を行う。また、社内教育を補完するために、必要に応じて社外で開催される関連講習会への社員の参加を奨励する。
- ② 半導体製造装置メーカーは、上記の社内講習会・セミナーでの教本や、取引先との交渉や協議の実務を念頭に置いたマニュアル等を準備し社員に配布する。また必要に応じその内容を見直す。
- ③ SEAJは、メーカーの推進担当者等を対象に、関連法規や事例の最新情報等、社内教育を行う上で有用な知識を伝授するための講習会を定期的に開催する。また、会員会社の取り組みを支援するため、カリキュラムの作成、講師の推薦等必要な支援を行う。

VII. 普及啓発活動の推進

取引適正化の推進に関しては、社内制度の充実、知識共有のための工夫等により、広く普及啓発に努めることも重要である。

(実施事項)

- ① 半導体製造装置メーカーは、外注・購買担当者の取引の適正化に関する遵守・達成状況を定期的に点検し、課題がある場合は改善する。また、付加価値向上に向けた取組事例（ベストプラクティス）を取引先と協働で収集し、社内及び取引先と情報共有する。
- ② SEAJは経済産業省、他団体等と連携して、各種講演会等を実施する。また、自治体や商工会議所等が主催する関連セミナー等に協力する。

VIII. 発注側及び受注側の意見をまとめ、PDCAの実行

「自主行動計画」の遵守状況を定期的に調査・評価し、発注側及び受注側の意見をまとめて「自主行動計画」を改定した上で会員会社に周知することでPDCAサイクルを確立し、更なる改善推進を図る。

(実施項目)

- ① SEAJは、「自主行動計画」の実施状況のフォローアップ調査結果（主に受注側の意見）及び取引調査員の調査結果（主に受注側の意見）をまとめて、会員会社にフィードバックする。
- ② SEAJは会員会社と協議して、業界として抜本的な対処が必要と認められる場合は、「自主行動計画」を改定して会員会社へ周知する。
- ③ 会員会社は、改定された「自主行動計画」を実施する。
- ④ 上述のように「P：自主行動計画の改定・周知（４月） ⇒ D：会員会社が実施 ⇒ C：フォローアップ（FU）調査（１０月） ⇒ A：調査結果の分析とフィードバック」とPDCAサイクルを確立することで改善推進を図る。

以 上